

社団法人 宮城県宅地建物取引業協会 定 款

(沿 革) 宮城県知事許可

昭和 42 年 9 月 27 日

宮城県指令第 14446 号

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人宮城県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 協会は、事務所を仙台市若林区荒町 1 4 3 番地宮城県不動産会館内に置く。

(目 的)

第 3 条 協会は、宅地建物取引業の適正な運営と健全な発達を図るとともに、会員の資質の向上及び社会的信頼性の確保に努め、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の品位及び資質の向上を図るための指導及び連絡
- (2) 宅地建物の取引業務の進歩改善に関する調査及び研究
- (3) 宅地建物取引に関する講習会、講演会、研究会等の開催、その他の方法による指導及び啓発
- (4) 宅地建物の取引に関する出版物の刊行
- (5) 不動産流通市場の整備、近代化に必要な事業
- (6) 関係行政機関その他関係団体との連絡
- (7) 不動産相談所の設置及び運営
- (8) 会員の福利厚生に関する事業
- (9) 公共団体及び公共的団体からの受託業務
- (10) その他協会の目的達成のために必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 協会の会員は、正会員及び準会員の二種とする。

(会員の資格)

第 6 条 正会員は、宮城県内に主たる事務所（宮城県外に主たる事務所を有する宅地建物取引業者にあっては、原則として宮城県内に最初に設置した事務所を主たる事務所とみなす。）を有する宅地建物取引業法により免許を受けた宅地建物取引業者であって、協会の目的に賛同して入会したものである。

2 準会員は、正会員が宮城県内に設置した従たる事務所の宅地建物取引業法施行令で定める使用人とする。

(入 会)

第 7 条 協会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を正会員にあっては主たる事務所、準会員にあっては従たる事務所の所在地を所轄する支部を経由して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得たものは、入会金を納入しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 協会の入会金及び会費の額は、総会で定める。

2 協会の会員は、毎年度の会費を定款施行規則の定めるところにより納入しなければならない。

3 既に納めた会費及び入会金は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合はその資格を失う。

(1) 第6条の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 退会したとき。

(3) 死亡又は解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 会費を当年度内に納入しないとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して、会長に退会届を提出しなければならない。

この場合、退会届が受理されたときから会員としての資格を失う。

(懲 罰)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決を経て、会長は懲罰に処することができる。

ただし、退会勧告及び除名については、総理事の4分の3以上の議決によるものとし、次の総会に報告しなければならない。

(1) 協会の名誉を傷つけ又は信用を失わせる行為があったとき。

(2) 協会の目的に反する行為があったとき。

2 会員に対する懲罰は、次に掲げるとおりとする。

(1) 戒 告

(2) 権利の一時停止

(3) 退会勧告

(4) 除 名

3 会長は、第1項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

4 前項に規定する会員が正当な理由なくして欠席した場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。

第3章 役 員

(種別及び数)

第12条 協会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 2人

(3) 専務理事 1人

(4) 常務理事 8人以内

(5) 理 事 30人以上40人以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。
なお、会員外の学識経験者等から1人を選出することができる。)

(6) 監 事 3人

会員から選出する監事2人、会員外から選出する監事1人(会員外監事)

(選 任)

第13条 理事及び監事は、正会員(法人にあつては、その代表者)のうちから、別に定める

方法により支部から推薦された者を総会において選出する。ただし、会員外監事の1人は、会長が推薦する者を理事会の承認を得て総会において選出する。

- 2 会長、副会長は、理事会において理事が互選する。
- 3 専務理事、常務理事は、理事の中から会長が理事会の同意を得て指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、協会の事務を統括する。
- 4 常務理事は、協会の常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づいて会務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が、役員としてふさわしくない行為をしたときは、次により解任することができる。

- (1) 理事及び監事については、総会において4分の3以上の議決。
- (2) 会長、副会長、専務理事及び常務理事については、理事会の議決。

(顧問、相談役及び参与)

第17条 協会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与の選考基準は、別に定める。
- 3 顧問、相談役及び参与は、会長の推薦により理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問、相談役及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 5 顧問、相談役及び参与の委嘱期間は、これを委嘱した会長の在任期間とする。

第4章 会 議

(種 類)

第18条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会の種類及び開催)

第19条 総会は、通常総会と臨時総会に分け、正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回、毎時業年度の終了した日から2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第20条 総会は、会長が召集する。

- 2 総会の招集は、すべての会員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、7日前までに文書で通知しなければならない。

(総会の権限)

第21条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) その他協会の運営に関する重要な事項

(理事会の召集)

第22条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が召集する。

(理事会の権限)

第23条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会務の執行に必要な事項

(会議の運営)

第24条 会議の運営は、この定款に定めるもののほか、別に定める。

(委員会の設置)

第25条 理事会は、会務執行上特に必要と認める場合には、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(議長)

第26条 総会の議長は、その会議に出席した正会員の中から会長の指名する者をもってこれに充てる。

- 2 理事会の議長は、会長若しくは会長の指名する者をもってこれに充てる

(定足数・表決)

第27条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
- 4 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決委任)

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員、理事は、あらかじめ通知された事項について他の正会員、理事を代理人として、表決を委任することができる。

- 2 前項の場合、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員、理事の現在数並びに会議に出席した会員、理事の数及び氏名
(委任の表決者の氏名を含む。)
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

- 2 議事録には、その会議において選出された議長のほか、議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により会長が定める。

(経費の支弁)

第32条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(特別会計)

第33条 協会は、第3条の目的を達成するため、特定事業を行う必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(予算の承認)

第34条 協会の収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経て総会に提出し、その承認を得なければならない。

(決算の承認)

第35条 協会の事業報告及び収支決算並びに財産目録は、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て総会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第36条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 支部

(支部)

第37条 協会の運営を円滑に推進するため、理事会の議決を経て必要な地に支部を置く。

(会員の所属)

第38条 会員は、その事務所の所在地を所轄区域とする支部に所属するものとする。

(支部機関)

第39条 支部に、支部長その他の役員を置く。

- 2 支部の役員を選出その他支部の運営について必要な事項は、別に定める支部規程による。

第7章 事務局

(事務局)

第40条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及び事務局の職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款の変更は、総会において、正会員の3分の2以上の議決を経て、宮城県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経た後、宮城県知事の許可を得て類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(施行規則)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、宮城県知事の許可があった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の理事、監事及び評議員は第15条第1項の規定にかかわらず、総会において選任したのもをもって充てその任期は第17条第1項の規定にかかわらず、昭和43年12月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第23条第1項及び第36条の規定に規定にかかわらず、設立総会の議決により定める。
- 4 協会の設立当初の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、この定款の施行日から昭和42年12月31日までとする。
- 5 旧社団法人宮城県不動産取引業協会の会員であった者が、この協会の設立と同時に引き続いてその会員となった場合は、第7条の規定にかかわらず入会金を免除する。

附 則

- 1 昭和48年2月23日一部改正同日施行

附 則

- 1 昭和50年5月6日一部改正同日施行

附 則

- 1 昭和53年8月23日一部改正同日施行

附 則

- 1 昭和55年5月28日一部改正同日施行

附 則

- 1 昭和57年6月7日一部改正同日施行

附 則

- 1 昭和59年5月29日一部改正同日施行

附 則

- 1 昭和62年6月30日一部改正同日施行

附 則

- 1 平成5年7月21日一部改正宮城県知事認可同日施行
(宮城県(建)指令第80号)

附 則

- 1 平成12年4月1日一部改正施行
(宮城県知事認可平成11年8月12日宮城県(建)第380号)
第12条種別及び定数、第13条選任、第15条任期

附 則

- 1 平成13年4月1日一部改正施行
(宮城県知事認可平成12年8月31日宮城県(建)第60号)
第6条会員の資格

附 則

- 1 平成14年4月1日一部改正施行
(宮城県知事認可平成13年7月24日宮城県(建)指令第38号)
第12条種別及び定数、第13条選任、第14条職務、第16条解任、第17条顧問、相談役